知的財産権に関する調停手続の 新たな運用について

東京地方裁判所知的財産権部プラクティス委員会

判事三井大有判事奥俊彦判事古川善敬判事補西山芳樹

1 はじめに

東京地方裁判所及び大阪地方裁判所は、本年10月1日から、知的財産権に関する調停手続(知 財調停手続)につき、新たな運用を開始することにした。知財調停は、ビジネスの過程で生じた 知的財産権に関する紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、知財部の裁判 官及び知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成された調停委員会が、原則 として、3回の調停期日のうちに争点等に関する一定の見解を示すことにより、紛争の簡易・迅 速な解決を図る手続である。

2 知財調停の目的

知的財産権をめぐる紛争の中心的な解決手続は訴訟であり、仮処分手続も利用されている。他 方で、ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争においては、当事者間で事前に交渉が行 われている事案が少なくなく、そのような事案の中には、当事者の主張が平行線をたどり、交渉 に行き詰まったがゆえに訴え提起等に至ったが、振り返ってみると、交渉段階で中立・公正な立 場の専門家が間に入ることにより、訴え提起等に至る前に話合いにより穏当に、かつ、早期に紛 争を解決することが可能であったのではないかと思われるものもある。

知財調停は、交渉の行き詰まりを打破し、相手方との取引上の関係も維持しつつ、話合いにより早期に紛争を解決したいという利用者のニーズを汲み上げるために設けられた調停の一類型であり、現行法の枠内で、訴訟、仮処分にはない特徴を有する第3の紛争解決ツールを提供する司法サービスである。

3 知財調停の特徴

(1) 知財調停の第1の特徴は、手続の柔軟性である。

知財調停では、事前の交渉の状況を踏まえて当事者が解決したい紛争を設定することが可能である。また、いわゆる「乗り降り自由な手続」であることから、当事者は、調停手続の中で話合いにより紛争解決を図ることも、調停委員会の助言等を得て当事者間の自主的交渉に戻ることも選択することができるし、調停手続の審理を踏まえ、訴え提起等をすべきかどうかについて検討